

訴 状

(※ 固有名詞等を一部匿名、省略しています。)

2010年(平成22年)12月21日

東京地方裁判所民事部 御 中

個人データ抹消等請求事件

訴訟物の価額 2,601,250円

貼用印紙額 19,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、処分行政庁が2008年6月26日に採取した原告の顔写真及び指紋のデータを抹消せよ
 - 2 被告は、原告に対し、処分行政庁が2008年6月26日に原告に提出させたマルチツール(ビクトリノックス社製「スタンダード スパルタン」)を返還せよ
 - 3 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する2008年6月26日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件は、長年にわたって、現場の警察官のノルマとされている職務質問、任意捜査における被疑者の顔写真撮影及び指紋データ採取の違法な実情を問う訴訟である。

警察庁は、各都道府県警に対し、各都道府県警は各警察署に対し、各警察署は各警察官に対し、職務質問のノルマを課すとともに、任意捜査における被疑者の顔写真撮影及び指紋データ採取もノルマとして課している。そのため、現場の警察官は、

日々、2人以上の複数で、通行人を物色し、気が弱そうに見える一人歩きの男性を見つけると、声を掛けて、いきなり「鞆の中を見せて下さい」「ナイフ類を持っていますか」などと言い、小さなナイフがついているマルチツールを見つけると、「軽犯罪法違反だ」と決め付け、所持者の弁解は一切耳を傾けず、警察署に強制的に連れ込み、被疑者としての供述調書を作成し、続けて被疑者としての顔写真を撮影し指紋を採取する。これが終わると警察官らは途端に機嫌がよくなり、「もう帰っていい」「今後は何もないから心配なくていい。忘れていい」などと言って、拘束していた“被疑者”を解放する。こうして、警察官らはノルマを果たす。警察官らが果たしたノルマは警察署の成果として集約され、警察署の成果は各都道府県警の成果として集約され、各都道府県警の成果は警察庁の成果として集約される。

これに対して、一般市民は、このようなことが現場の警察官のノルマになっていることを知らず、本件のような職務質問に遭遇した人々は、だれもが警察に対し、強い不信感と恐怖心を抱くようになる。

事件記録は検察庁に送られるが、検察官は、上記のような経緯で被疑者にされてしまった被害者の言い分を1度も聞くことなく、常に、起訴猶予処分で行き届かせる。被疑者にされてしまった市民は、自分の刑事処分がいつどうなったかわからないまま放置され、不安な日々を送ることになる。警察と検察にとって一般市民のこのような不安は関心外である。

本件訴訟は、検察が糺そうしない現場の警察官のノルマ仕事の異常ぶりを法廷に明らかにし、これをなくすことを目的としたものである。

2 当事者

(1) 原告

原告は大学の研究者であり、2008年（平成20年）6月26日、警視庁の警察官に違法な職務質問を受けるなどした者である。

(2) 処分行政庁

警視総監は警視庁の最高責任者である。

(3) 被告東京都

被告東京都は、警視庁警察官の職務行為に関して、国家賠償法第1条第1項の賠償責任を負う者である。

3 事実経過

(1) 「スタンダード スパルタン」

原告は、母親が出席した結婚式の引き出物として貰ったビクトリノックス社製の「スタンダード スパルタン」(サイズ:(縦×横×厚さ) 91×27×14mm 重さ 59g) という万能工具(以下「本件マルチツール」という。)を、2007年初め頃から所有し、どこへ行くときでも所持していた。本件マルチツールには、小型ナイフのほか、コルク栓抜き、缶切り、マイナスドライバー、ピンセットなどの機能がついていることから、原告はこれを災害時ないし非常時用(護身用ではない。)にビニール袋に包み、懐中電灯や方位磁針などと一緒にジップロックの中に入れ、靴の中に入れて、持ち歩いていた。

(2) 大学からの帰り道で

2008年(平成20年)6月22日まで海外出張していて時差ボケが続いていた原告は、同月25日午後11時頃、勤務先の大学(東京都A区)での仕事を終え、遠回りをして歩いて自宅(B区内)まで帰ることにした。翌26日午前3時頃、国道沿いの歩道を歩いていると、前方には赤い回転灯が回転している様子が見えたので近づくと、パトカーだった。パトカーが乗用車を停車させ、何かをしていた。

午前3時5分頃、原告がパトカーの横を通り過ぎる時、一人の警察官(以下「警察官A」という。)(以下、警察官の識別はアルファベットで行なう。)が原告に「何を振り返っていたんだ」「タクシーを止めようとした訳じゃないだろう」と言った。原告は「別になんでもないです」と答えて通り過ぎようとした。

(3) 突然の所持品検査

すると、二人の警察官（以下「警察官 B」「警察官 C」という。）が寄って来て、「鞆（背負い鞆）の中を見せろ」と言った。原告は言われるままに鞆を背中から降ろし、チャックを開け、中身を全部見せた。そのとき、一人の警察官が「何か刃物は持っていないか」と言うので、原告は「アーミーナイフがあります」と答え、取り出して見せた。その途端、3人の警察官が「何でこんなもの持ってるんだ！」と怒鳴った。

（4）軽犯罪法違反

警察官 B が、「軽犯罪法では、理由なく刃渡りが 6 cm 以下の刃物を持ってはいけないんだ」と言った。

警察官から「何でこんなもの持ってるんだ。説明してみろ」と言われ、原告が本件マルチツールの用途機能を 1 つずつ説明していると、警察官 B は、説明の途中で、「でもナイフが付いてますよね。これで人に危害を加えることができますよね」と原告の説明を遮って、それ以上原告の説明を聞こうとしなかった。警察官 3 人は「こんなものを持っているのは間違いだ」と、執拗に原告を責め立てた。

（5）任意同行の要求

原告は、マルチツールを持っていることで、これまでだれにも注意されたことがなかったのに、警察官等のあまりの執拗さに異常さを感じ、後日、警察に抗議するつもりで、警察官らの氏名を問い質したが、だれも答えなかった。しばしの押し問答の後、警察官 B が、「名前を教えるから、警察署に任意同行して貰う」と言った。原告は「ええ、何ですか」と、一瞬、恐怖心から泣き声になったが、警察官は「巣鴨署まで任意同行して貰う」と言った。

（6）身体検査

そのうち、警察官 C が原告に「ボディーチェックをさせろ」と言い出した。原告は警察署に行きたくなかったのに、ボディーチェックに応じて異常がないことを確認させれば、任意同行せずに済むと考え、警察官 C の要求に応じた。原告は両手を横に伸ばし、警察官 C は胴体から両足と、原告の体中を触り、ボディーチェックを

行った。警察官 C は特に異常物を発見することはなかった。原告は解放して貰えると思った。

(7) 任意同行

ところが、警察官らはなおも原告に任意同行を求めた。

あまりのしつこさに、原告は、警察官らが納得するまで説明しなければ解放して貰えない判断して、やむなく、パトカーに乗った。

パトカーは最寄りの滝野川署には行かず、警察官らは「巣鴨署に行く」と言った。しかし、巣鴨署にしては時間がかかり過ぎるので、原告が「巣鴨署ではないのか」と言うと、警察官らは「警視庁に行く」と言い出し、その後、「目白署に行く」と言った。

(8) 目白署で

原告は警察官らに目白署の1階ロビーの机と椅子のあるコーナーに誘導され、数人の警察官が大声で怒鳴りつけ、最初から犯罪者扱いで、目白署の警察官 D は、「何でここへ連れて来られたか言ってみろ」と命令口調で言った。無理やり連れて来られた原告が「逮捕されて、ここに連れて来られた」と答えると、警察官 D は「あんたねえ。逮捕なんて言葉を軽々しく使うもんじゃないよ！」と大声で怒鳴った。

午前4時15分頃、警察官 E が原告の取調べを始めた。周囲に数人の警察官が立っていた。原告は、氏名、住所、職業などを言った。警察官は本件マルチツールを机の上に置き、物指しで刃渡りを計測した。刃渡りは6.8cm だと言われた。

警察官らは原告に、「鞆の中身を全て見せろ」と言った。原告はこれに応じ、本件マルチツールと一緒にジップロックに入っていた、懐中電灯、方位磁針、USBメモリ、絆創膏、ヨドバシカメラゴールドポイントカード、自宅の合鍵などを、机の上に出した。警察官ら5, 6人が手を出し、原告の目の前でそれらを調べ、それらすべてをジップロックに戻し、原告に返した。

(9) 「クロ」

原告が、警察官 E の了解を得て、コーナーにあったコンセントで携帯電話の充電

を始めると、警察官 E は、警察官 D を呼び、「クロ」と言い、被疑者としての供述調書の作成が始まった。原告は「クロ」と言われたことで、警察官の言いなりにならないと、数日間身柄を拘束されるようなことになるのではないかと思った。

(10) 供述調書の作成

原告が供述調書に、「このナイフはいざという災害時に備えて持っていたものであり、決して護身用に持っていたのではありません」という趣旨のことを書かせた。すると、警察官 F が「本人が護身用に持っていなくても、鞆ごと奪われて、中からマルチツールを取り出し、それが凶器として使われることもあるのだから、ナイフは持つものではない」「大学の先生がナイフなんか持っていてはだめだ」「軽犯罪は重犯罪の始まりだ」などと言って原告を責めた。

その後、原告は警察官 E に、「供述調書に署名し拇印しろ」と言われ、原告は署名し、その下に人差し指で指印した。

(11) 任意提出・所有権放棄

警察官 E は原告に、「ナイフについて任意提出書と所有権放棄書を書け」と言った。原告はその場の雰囲気からとても断われないと思いつつ、警察官 E に、「これを拒むとどうなるのですか」と質問した。警察官 E はしばし口ごもってから、「逮捕する」と言った。原告は逮捕されるのなら任意提出書と所有権放棄書を書いた方がいいと判断し、署名指印した。

(12) 姿写真の撮影

その後、警察官 D,E,F は原告を取調室の前に立たせ、職務質問時の姿を写真撮影し、更に、背負い鞆を床に置き、前のファスナーを開き、原告がマルチツールの入っていた場所を指差した状態で写真撮影した。

(13) 指紋採取、顔写真撮影

原告は隣の建物に移動させられ、両手の指紋を採られた。このとき、任意捜査であるから拒否する自由があることの説明はなかった。

その後、原告は眼鏡をかけた状態と外した状態で顔写真を撮影され、体の角度を

変えて、全身の写真も撮影された。このときも、任意捜査であるから拒否する自由があることの説明はなかった。

(14) パトカーで帰宅

これらが終わると、原告はパトカーに乗せられ、午前7時過ぎ頃、自宅近所の公園の前でパトカーから降ろされ、帰宅した。

4 警察官らの違法行為

(1) 違法な職務質問

本件では、原告に近寄ってきた警察官が原告に対し、口頭による質問を何もせず、いきなり、「鞆（背負い鞆）の中を見せろ」と言った。

警察官職務執行法によれば、警察官が職務質問をすることができる対象者は、「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」か、「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる者」である。

原告はこのいずれにも該当しない。

よって、原告に対する職務質問は違法である。

(2) 違法な所持品検査

警職法には所持品検査に関する明文の規定はない。

この点に関して 最高裁第三小昭和53年6月20日判決があり、次のように述べている。

「口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項による職務質問に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である。」とした上で、「所持品検査は、任意手段である職務質問の附随行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則である」が、「捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場

合があると解すべきである。」とし、「もつとも、所持品検査には種々の態様のものがあるので、その許容限度を一般的に定めることは困難であるが、所持品について捜索及び押収を受けることのない権利は憲法35条の保障するところであり、捜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであって、かかる行為は、限定的な場合において、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。」

本件の場合、原告について「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」はない。しかも、警察官らは突然、何の質問もすることなく、原告について何ら不審な点が認められない時点で、「鞆（背負い鞆）の中を見せろ」と要求しており、「所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡など」という要件を欠いている。

したがって、原告に対する上記所持品検査は必要性も緊急性も認められないから違法である。原告がこれに応じたとしても、違法性を阻却するものではない。

（3）軽犯罪法違反の不成立

警察官らは、原告が本件マルチツールを所持していたことのみをもって、軽犯罪法1条2号に該当するとしている。

しかし、この法解釈は出鱈目である。

1条2号に該当するといえるためには、①「正当な理由がなくて」、②「刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」を、③「隠して携帯していた者」であることを要する。

②についてみると、本件マルチツールについているナイフ部分はラージブレード（大刃）が小さい果物ナイフ用、スモールブレード（小刃）が小さい鉛筆削り用に

なっている。これらが人を殺傷する事件に使用されたという事案は寡聞にして知らないが、使用方法によっては、「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用」できないではないことからすると、「刃物」に該当しないとは言い切れないであろう。したがって、②の要件を充たしていると言えなくはない。

しかし、①についてみると、原告は本件マルチツールを災害時ないし非常時のために懐中電灯や方位磁針などと一緒にジップロックの中に入れていたのであり、犯罪に利用するつもりがないことは所持形態からも明らかであるから、「正当な理由」があるというべく、①の要件を欠く。

③についてみると、原告は本件マルチツールを災害時ないし非常時のために懐中電灯や方位磁針などと一緒にジップロックの中に入れ、鞆の中に入れていたのであり、特に「隠して携帯していた」という所持態様ではない。したがって、③の要件も欠く。

2号の条文全体の解釈は、軽犯罪法4条に十分留意した解釈運用が義務づけられているから、その観点からすれば、上記①及び③の要件を欠いていることは明らかである。

よって、原告が本件マルチツールを所持していたことについて、軽犯罪法1条2号は成立しない。

(4) 違法な身体検査

原告について軽犯罪法1条2号が成立しないことは明らかであるから、捜査機関において原告を被疑者として扱うことは違法である。

そのような原告に対して、警察官は「ボディーチェックをさせろ」と言い、原告に両手を横に伸ばさせ、原告の胴体から両足と、原告の体中を触り、ボディーチェックを行った。

警察官職務執行法では、逮捕されている被疑者については、その身体に凶器を所持しているかどうかを調べることができる（2条4項）と規定している。この反対解釈として、逮捕されていない被疑者については、身体に対する探索行為は許され

ない。この場合、断わる自由があることを告げた上で、被疑者の同意を得れば、許されると解する余地はあるが、被疑者でない者の身体に対する探索行為は、法律上の根拠を欠き、違法である。

本件の場合、原告は被疑者ではないから、原告の身体に対する探索行為は違法である。

(5) 違法な逮捕行為

犯罪の嫌疑のない者に対して被疑者として同行を求めることは、法的根拠を欠き、違法である。犯罪の嫌疑があるか否かは本人の同意の有無によって変わるものではないから、本人の同意があっても適法になるものではない。

原告には犯罪の嫌疑がないことが明白であるし、原告が自宅に帰りたがっていたことは明らかである。その帰宅を妨げて、原告を被疑者として任意同行を求めたことは違法な逮捕行為である。

(6) 人身の自由に対する侵害等

原告が被疑者でないことが明らかであったにもかかわらず、警察官らは原告を1階ロビーの机と椅子のあるコーナーに連れ込んで、取り囲んだ。警察官Dが「何でここへ連れて来られたか言ってみろ」と命令口調で言った。原告が「逮捕されて、ここに連れて来られた」と答えると、「あんたねえ。逮捕なんて言葉を軽々しく使うもんじゃないよ！」と大声で怒鳴った。

原告に対するこのような言動は違法である。

(7) 供述調書の作成

原告が被疑者でないにもかかわらず、警察官Eが原告について被疑者としての供述調書を作成し、原告に供述調書に署名指印させたことは、違法である。

(8) 任意提出・所有権放棄

原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、本件マルチツールは犯罪組成物（刑法19条1項1号）ではない。これを犯罪組成物（刑法19条1項1号）として提出させ、所有権を放棄させたことは違法

無効である。また、提出に先立って、警察官が「(応じなければ) 逮捕する」と述べている点からすると、強制による提出であり、任意性を欠き無効である。

(9) 姿写真の撮影

原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、警察官が原告を被疑者として取調室の前に立たせ、職務質問時の姿を写真撮影し、更に、背負い鞆を床に置き、前のファスナーを開き、原告が本件マルチツールの入っていた場所を指差した状態で写真撮影したことは違法である。

(10) 指紋採取、顔写真撮影

原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立しないのであるから、原告を被疑者としてその両手の指紋を採取し、顔写真を撮影し、体の角度を変えて、全身の写真を撮影したことは違法である。

5 損害

(1) 損害の概要

原告は違法な捜査により、深刻な精神的苦痛を被ったほか、本件マルチツールを奪われ、被疑者として顔写真及び指紋のデータをとられたことは、いずれも重大な損害である。

(2) 人格権に基づく個人データ抹消請求権

個人の人権(プライバシー権)(憲法13条)は尊重されなければならない。違法なプライバシー侵害に対して、個人は人格権に基づく差止請求権を有する。差止請求権の具体的内容は、プライバシー侵害をされる前であれば、プライバシー侵害行為を事前に差し止める請求権であり、すでに侵害された後であれば、個人データの抹消請求権である。

本件の場合、原告は、軽犯罪法1条2号に該当しないにもかかわらず、被疑者として、警察官に顔写真及び指紋のデータをとられてしまい、警察は組織的にこれらのデータを捜査の必要に応じて自由に使用できる状態になっているから、原告は警

視庁に対して、原告の顔写真及び指紋のデータについて抹消を請求する。

(3) 所有権に基づく返還請求権

原告は本件マルチツールの所有者である。

警察官らが原告に本件マルチツールを提出させた根拠は、原告が本件マルチツールを所持していたことについて犯罪が成立することを前提としているところ、犯罪は成立していないから、警察官らが原告に本件マルチツールを提出させるべき法的根拠はない。

したがって、原告は本件マルチツールについて所有権に基づいて返還を請求する。

(4) 原告の損害と警察官らの過失

原告は、警察官等の故意又は過失による違法行為により重大な精神的苦痛を被った。

原告の精神的苦痛を金銭評価に見積もると、少なくとも100万円を下らない。

6 結論

よって、請求の趣旨の判決を求めて本件訴訟を提起する。